

令和7年第10回平取町議会定例会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、9名であり、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまより、令和7年第10回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番崎廣議員と7番萱野議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、12月11日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。本日招集されました、令和7年第10回町議会定例会の議会運営等につきましては、12月11日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日12月17日から、明日12月18日までの2日間とすることで、意見の一致を見えておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日12月17日から、明日12月18日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月17日から、明日12月18日までの2日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和7年8月分、9月分及び10月分の出納検査の結果報告、並びに学校監査の結果報告が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。町より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。それぞれ報告いただきます。町長。

町長

要望経過を報告させていただきます。要望項目でございますけれども、室蘭児童相談所苫小牧分室への一時保護所機能の設置に関する要望でございます。昨年に引き続き要望してございます。現在一時保護されている児童につきましては、室蘭児童相談所の施設を活用してございますけれども、日高地方はもとより、東胆振から室蘭までの長距離移動を余儀なくされることから、児童、保護者の心身の負担が大きく、保護された児童の的確なケアにも支障をきたしているところでもあります。道内でも広域の管轄区域であり、虐待件数、保護件数

の多さによって、課題が生じていることから、室蘭児童相談所苫小牧分室への一時保護所機能の設置を要望したものでございます。要望先は北海道知事、北海道保健福祉部長、北海道子ども応援社会推進監ほかでございます。要望月日は11月26日、要望者は、日高総合開発期成会と、苫小牧地方総合開発期成会が合同で要望しており、私が出席しております。報告は以上でございます。

高山議長

教育長。

教育長

はい。9月定例議会以降における教育行政につきまして、ご報告いたします。学校活動についてですが、9月中旬から10月にかけて、各小中学校で学習発表会、学校祭が開催されました。各校とも、児童生徒と教職員が一つとなり、発表も、いろいろな工夫を凝らした、すばらしいものとなりました。当日は、どの学校も100名近くの保護者や住民の方々が参加されており、子ども達も温かな拍手と言葉をかけてもらい、満足感と自信を持つことができた1日となりました。12月に議会総務文教常任委員会、教育委員の学校訪問がそれぞれ行われました。各校の校長より、学校の状況について説明を受けるとともに、意見交換をしてきております。また、授業参観では、1人1台端末を使用した授業展開や授業の振り返りにAI学習ドリルなどを使用するなど、講義形式の授業からICT機器を活用した、個別に応じた、最適で子ども同士が協力し学び合う、協働的な授業を参観し、評価してきたところであります。次に、「令和7年度全国学力学習状況調査の結果について」報告いたします。今年度の全国学力学習状況調査については、4月に6年生と中学3年生を対象として実施しております。平取町の状況としましては、資料のとおり、小・中学校ともに全国よりやや低いものの、ほぼ平均並みで、日高管内では高い状況です。学力調査にあわせて、児童生徒質問紙も実施されました。「各教科で身に着けたことを様々な課題の解決に生かすことができた」「他者と協力しあい学習課題や活動を工夫した」などの項目は、全国平均より高い回答率となっています。これまで同様に「授業改善」等に役立て、平取町の子ども達のために、家庭・学校・教育委員会が連携した取り組みを進めてまいります。次に、令和8年度新入学児童に関わる説明です。令和8年の入学者数は、昨年度と比較し1名増、21名となります。学校別では、紫雲古津小学校2名、平取小学校14名、二風谷小学校1名、貫気別小学校2名、振内小学校2名となっており、町内の子どもの数が減ってきていることは明らかなです。次に、「部活動の地域移行（展開）」に関わってです。9月以降、社会教育係と日高町との合同会議を持ち、「令和7年度中に、それぞれの日高町・平取町の両町で、学校部活動に代わる組織、地域クラブを立ち上げる」ことを確認しました。11月26日に平取町地域クラブ創設するための検討委員会を開催し、地域クラブ創設までのスケジュールや組織体制を確認し、来年2月の創設に向けて準備している状況です。令和8年から11年の間に、土日祝日の学校部活動を地域に移行することを目標として、

先生に代わる指導者や予算確保など、日高町と連携し努めてまいります。次に振内中学校の状況について説明します。教育委員会の「令和９年度統合」案に対して、「保育所・小学校中学校合同PTA役員会」そして「長知内・振内・岩知志・豊糠４地区の自治会長」は、「令和８年度から振内中学校の複式は解消され、教員数は元に戻り、また、いろいろな意見のある中で統合することは時期早尚である」との意見を最終的にまとめました。この意見を教育委員会と町部局で検討した結果、令和９年度の振内・平取中学校の統合は見送ると結論付け、１１月１１日の総務文教常任委員会に報告、その後、保護者・地域住民にも周知しましたが、現在のところ、保護者から反対等の声はありません。小中学校の今後のあり方については、各校の児童生徒が減少していく状況を伝えながら、保護者や地域の状況や、考え方を聞き取り、ともに考え、子ども達にとって最適な教育環境を整えていくよう努力してまいります。最後に文化財関係です。１０月７日から１１月３０日は、沙流川歴史館特別展「未来に残そう大切な樹木 保存樹と推しの木」、１０月１２日には歴史館講座「まちの名木をめぐるバス見学会」の実施。また、１０月１９日、文化的景観現地説明会、博物館特別展講座「あの頃の二風谷を語ろう」などのイベント等を開催し、令和７年度１０月末現在の博物館入館実績は１万９，６８４人となっております。以上、本年１２月定例議会での、諸般の教育行政に係る報告とさせていただきます。

高山議長

以上で行政報告を終了します。

日程第５、一般質問を行います。各議員からの質問事項は、お手元に配付したとおりであります。この順序により指名いたします。はじめに、３番松澤議員を指名します。３番松澤議員。

３番
松澤議員

はい。３番松澤です。今回、部活動地域移行の取り組みについて伺います。先ほど、行政報告で教育長もかいつまんでといいますか、このことに関して取り組んでいることの説明を受けたところでございますけども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。部活動地域移行については、２０１８年３月にスポーツ庁が、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しまして、学校と地域が連携、協働して地域におけるスポーツ環境の整備を進めることを提唱しました。その後、２０１９年の１月に中央教育審議会が学校の働き方改革を踏まえ、部活動を学校単位から地域単位への取り組みとすべきと指摘しました。２０２０年９月にスポーツ庁が、２０２３年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行する方針を示しましたが、２０２２年１２月、スポーツ庁、文化庁が共同で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地域移行に向けた指針がまとめられ、２０２３年度から土日の部活動をまず地域へ段階的に移行する取り組みが国の方針として本格的に動き出しました。しかし、現場からの批判等を受け、国の方針が変わり、なかなか進んできませんでしたが、現在は８年度から平日は学校で、

休日は原則として全て地域へと部活動を移行することとなっております。まだ不確定なところもありますけども、現在の状況、もう少し詳しく説明をよろしくお願いします。伺います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えいたします。現在の状況につきましては、松澤議員のご質問にありましたとおり、文部科学省では、これまで部活動の地域移行と呼ばれていたものを地域展開という名称に変更しまして、令和8年度以降を改革実行期間と位置づけまして、休日の部活動を原則全て地域展開へ移行し、平日につきましても段階的に展開するという方向を示しているところでございます。これまでの方針では、学校部活動をそのまま地域に持ち込むというイメージでございましたけれども、地域展開では学校も含めて地域全体で活動を支援するというようなイメージに変わってきております。当町の教育委員会では、これまで令和5年度に部活動の地域移行に関する検討委員会を立ち上げまして、令和6年度には、町内のスポーツ団体や一般町民向けの説明会を実施してきているところでございます。また今年に入ってからには日高町の関係者と情報交換会等を行いまして、日高町と平取町の中学校の生徒によるクラブチームを立ち上げまして、中体連の大会に出場しているところでございます。現在の現状につきましては以上でございます。

高山議長

3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。今まで説明していただきまして、今、名前がですね、移行から展開に変わったということで、それも移行ということが地域に対する押しつけのようなイメージがあるので展開という呼び方に変えたということで、内容的にはあまり変わっていないのかなと思いますけども、それだけやらなきゃいけないことを、というか地域のほうに移行していくということに対する、そういう思いだとは思いますが。あと問題点は幾つかあると思いますけども、地域移行するにあたり、今まで教職者の方が仕事として行っていたのを、外部指導者へお願いするというので、その方達にも報酬を支払うということになります。地域クラブとして運営される場合には、かかる経費、活動場所までの交通費など、先ほどおっしゃっていましたが日高と一緒にやるっていうことは、こちらの子達が日高に行ったり、日高の子達がこちらに来たりという、そういう移動をするっていう手段も交通費などのことも考えなければならないことになると思います。あともう一つ、指導員の養成のことも考えなければならないことだと思います。令和8年度の部活動地域移行関連予算ということで見つけたんですが、11月の末に決定したっていうふうに私見つけたんですけども、内容的にはあまりちょっと詳しくわからないんですけども、スポーツ庁が概算要求で、

前年比大幅増の４３４億円を計上して、地域クラブ活動の推進事業に１８．７億円、部活動指導員の配置支援に１５．３億円を要望ということで、国は地域移行を加速させるために大幅な予算増額をしておりますということで、これはそこまで詳しい内容はきっとまだわからないことなだと思いますけども、その分だけでも全国にということなので、潤うほど、そこがもう十分にいただけるほどの補助金ではないような気がしますけども、その経費に係るものへの補助等は、各自治体での取り組みっていうのは、また様々なんですよね。それでちょっと比べるにはならないかもしれませんが、青森県のむつ市などは、各学校と活動場所を結ぶ無料送迎バスを運行して、保護者の負担を軽減しているっていうところもありますし、各自治体でやらなきゃなんないとか取り組むことっていうのがちょっと出てくると思います。その状況、状態が違えば、そこに合ったものをとということになると思います。国がどの程度の補助を考えているかっていうのはちょっとわかりませんが、そこを町としても独自に考えていかなきゃいけないのではないのでしょうか。そしてあと、自分も子ども達も部活動していましたが、中学の部活動は子ども達の成長に大きな影響を与える時期で、先生が勉強以外で子ども達のことを見てくれているので安心感があり、とても私としては感謝しておりました。個人としてはとても残念なことではありますけど、教師の方達の、一生懸命仕事して、多くし過ぎてるっていいですか、そういう部分を軽減してあげることに関してとか、世の中の変化などにも対応していくには仕方がないことだと思います。子ども達も減っておりますし、このことに関してはうちは教育長が一生懸命やっていただけなんです。教育長もご自身もお子さん部活をやっております、指導者もしておられたので、部活のよさっていうのはすごく十分理解してやっていてくれると思いますので、教育長が中心となって取り組んでいることは、私はちょっと安心しております。よいところを残そうと努力していると考えていますけども、今考えられる問題点と平取町としての独自の取り組みがあるのであれば伺いたいと思いますが。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えしたいと思います。まず、今考えられる問題点としましては、松澤議員のご質問の中にもありましたとおり、指導者や協力者の確保が挙げられると思っております。大規模な都市と違いまして、人口の少ない町では指導者や協力者の確保することがなかなか容易ではないというふうに考えているところです。二つ目としましては、費用負担の問題です。指導者への謝金ですとかクラブ活動の運営費など、町の負担しななければならない部分と、クラブに所属する生徒の保護者が負担しななければならない部分のバランスをどうするかなどの制度設計を検討していく必要があると考えております。また三つ目になりますけれども、活動場所の整備についてです。先ほどもありましたとお

り日高町と合同で活動するということであれば、どこで活動するのか、活動場所までの移動手段はどうするかなどが課題となってくるというふうに考えております。今後の教育委員会の取り組みとしましては、国の示す補助金なども確認しながら来年度に、先ほど教育長からの報告にもありましたとおり、平取町総合型スポーツクラブを立ち上げるということで、今、段階的にできることからクラブチームに移行するための準備を進めてきておりますので、スポーツクラブの立ち上げができましたらですね、これらの課題を解決するための協議等も行っていきたいというふうに考えております。以上です。

高山議長

3 番松澤議員。

3 番
松澤議員

はい。私も実は何度も、教育長のって言いますか、生涯学習課の説明も受けております。その度になかなか上から言ってくるのが二転三転して、こちらがやらなきゃならないことが定まってないっていう、そういう何かもややした形で今進んでいるのが現状だと思っていますので、それで改めてちょっとお聞きしているところなんです。それでいろんなことを解決するための組織を作っていくことを進んでいるっていうのは、私も知ってはいます。そこをそこで皆さんで、大人で子ども達のためにどうしたらいいかということを生懸命考えながら進めていくっていうのが出来上がるということに期待をしております。あと、次ですけれども、以前ですけれども20年ぐらい前に、教育委員会に名前ちょっとよく覚えてないんですけど、学び取りバンクでしたか、正しい名称ちょっと覚えてないんですけども、得意なことを、資格を持っている人などを、社会教育のほうだったと思うんですけども、募集して登録してくださいっていう、そのポスターを見たことがあったんですよね。その時に子ども達のためにっていう、ちょっと私のイメージではそういうことではなかったと思うんですけども、今はどのようになっているかちょっと伺いたいのと、もう1点、現在は地域学校協働本部という生涯学習委員会の中にある部会が人材バンクを設置しているようですけども、その内容についてもちょっとお伺いしたいと思います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えいたします。質問の中にありました、以前、20年以上前に実施しておりました、まなびらとりという人材バンクがございまして、こちらは町民の団体から講師などの要請があった際に、教育委員会に登録していただいている人材バンクの方々を紹介するという趣旨の活動でございましたけれども、年々団体からの要請が減ってしまいまして、現在は活動を行っていないというような状況になっております。また質問にございました、地域学校協働本部でございまして、学校と地域が連携、協働して、子ども達の成長を支えて

いく、様々な活動を推進することなどを目的として設置された組織となっており、現在平取町では、本部の運営委員は10名で運営しておりまして、この活動の一環として、地域学校協働活動ボランティアの登録も実施しておりまして、これらの運営委員の方とはまた別に、学校等を支援していただける町民の方にボランティア登録をしていただいているものでございます。現在9名の方が登録していただいているという状況でございます。以上です。

高山議長

3番松澤議員。

3番
松澤議員

それちょっと自分思い出したんですけども、今私課長から聞いたお話は、私のイメージの逆なんですよね。団体のほうから要請があって、その中からそっちのほうに出向いてもらうっていう形だったということですよね。それは私のイメージとしては、社会教育のほうで得意のすることとか教えられることとか、そういう学びとりですのでね、そういうものを、方達を集めて、逆に派遣して、生涯学習のほうの活動とか事業に組み込んで、その方達を派遣して学んでもらうのかなと思って、ポスターを勝手に解釈していたもんですから、それがもしあるのであれば、今人材バンクをもう少しこう広げて、今ある学校の中の、先ほど言っていた地域学校協働本部の中にあるものも含めるか連携取るかして、学校のほうに必要な時にその方達を差し向けるという組織にしたらいいかなと思うんですよね。それで部活動のことに人達がいたら、スポーツだけでなく部活動っていうのは、文化系の部活動もありますので、それはそっちのほうに活用できるんじゃないかなということで、再構築していただけたらどうかなと思ったんですよね。それで自分で募集って言いますが、募集しますって言って募集する人ってそうそういないので、これ得意技なので、自分で何か私できるのよっていう人ってそういないと思うので、いろんな団体にこういう人いませんかとか、自薦、他薦構いませんよとかもう少し、人を来てもらう、人を何とか募集する時のやり方っていうか、そういうことも考えないとなかなか人って来ないんじゃないかなって思っているんですよね。様々な職種があって教職者の方も専門に教える方が少ないというのが現状で、その内容によっては、地域の方に精通してる方がいたら、その方のほうが必要になったり、協力できたりすることっていう場面がすごく多くなってくると思うので、それを、その形になってくれればいいかなっていうのをちょっと、子ども達のためにも、それが子ども達だけでなく学びたいなと思ってる地域の方々にそれが還元できればいいのかなって思ったもんですから、そこをお願いしたいなというふうに思っていました。中にはシャイな人もいるからやっぱり自分では手を挙げられないということも含めたうえで、そこを考えての募集の仕方を考えて、再構築していただけるという考えはございませんでしょうか。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えいたします。今、ただいまの質問で、人材バンクの復活についてというお話がございましたけれども、町内での活動を広げることは、とても大事なことだというふうに教育委員会のほうでも思っておりますので、以前のような形は難しいかもしれないですけども、地域学校協働活動のボランティアの方や、現在各学校でのコミュニティスクールの中で実施している人材バンクの方などもございますので、そういった方々と連携を深めながらですね、活動の幅を広げて、地域部活動の移行などにつなげていければというふうに思います。これまでの周知の仕方以上に幅広い町民の方に周知できるような方法も、考えていきたいなというふうに思っております。また社会教育活動による人材バンクにつきましては、現段階では、すぐにはちょっと難しいとは思いますが、町民ニーズが今後高まるようでしたら、そちらのほうも今言ったようなボランティアの方々との、どのような形で連携できるか等を検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

高山議長

3番松澤議員。

3番
松澤議員

そうですね、ニーズが、こうしたいよっていうふうに言ってくるのはなかなかないと思うんですね。それで例えば、社会教育で何か事業やる時によそから呼んで、お金をかけて、謝金払ってやっていただくっていう中で、町内の方でやってもらえばちょっと安く済むのかなっていうのもちょっと思ったものですから、そういうものを利用したらどうかなって、そういう人材で埋もれているかもしれないな、そしたら少し予算も減るかなとちょっと思ったものですから、ちょっと考えていただきたいと思います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。そうですね、活用できる人材バンクに登録されている方をなるべく協力願いながら、今後進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

高山議長

教育長。

教育長

いろいろご助言ありがとうございます。今担当課長が説明したとおり、前に進めていきますのでよろしくお願いしたいと思います。今の言われましたように、スポーツ庁、文科省については、いわゆる生徒の減少、それから働き方改革を理由に、変化により、今回、部活動地域移行展開という部分に指示出されておりますけれども、ちょっと私達の印象であれば国が地方に丸投げしたっていうような印象を持っておりまして、その中で平取町も含めてほかの町も、なかなか

課題が多くなる中、前に進んでいかないというような状況にあります。ただ先ほどの部活動のお話もありましたけども、部活動については、やはり子ども達が、中体連、中文連を目標に持っていていろいろ練習していくと。その間には必ず負けたりうまくいかなかった時はあると思います。ただその時は自分達は挫折します。その中で何とか前に進むために、半ばですね、援助を受けながら、それで、一つ一つ成長していくっていう部分で、大変教育の中には重要な部分だというふうに私自身思っておりますんで、今後ですね、地域事情、例えば都市部の生徒はできるけども地方はできないですとか、あとは家庭事情、経済的に恵まれない子達はなかなか参加することできないとか、そういうものがないように、生徒達がスポーツあるいは文化活動を楽しむことができる環境を平取町が、日高町と連携しながら、何とか作っていききたいというふうに思いますので、皆さんのまたご理解とご協力のほう、よろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

高山議長

松澤議員の質問は終了します。次に、6番崎廣議員を指名します。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣でございます。通告にしたがい一般質問をさせていただきます。最初に有害鳥獣被害拡大に対する対応についてお伺いをしたいと思います。7月29日に本町地区の住宅ベランダにおいて住民がヒグマらしき足跡を発見して以降ですね、本町地区を中心に街中にヒグマの形跡が見られる今年の夏というふうになったと思います。平取町においては犠牲者はありませんでしたが、全国で人的被害が発生をし、北海道新聞でもヒグマ危機と社会面に日々報道されるような異常な年になったんだと思います。原因は専門家がいろいろと分析しておりますが、今回の一般質問では有害鳥獣の実態と被害の現状を明らかにする中で、行政が取り組んでいる政策とその効果を全体で検証し、被害を減少させるための課題を見つけ出し、次の対策を考え、町民の中にある不安を解消することを目的に質問させていただきたいと思います。できれば補助的な取り組みとして、行政や組織の広域的な取り組みができないかについても、最後にお伺いをしたいと思います。有害鳥獣はヒグマ、エゾシカ、アライグマに絞り質問を行います。また、鳥獣により担当課が分かれていると思いますので担当課ごとに、産業課、生涯学習課、町民課とその順序で伺ってまいりたいと思います。最初に、害鳥獣ヒグマ、エゾシカの農林業における被害状況について産業課に伺いたいと思います。農林水産省の野生鳥獣による農作物被害状況の推移、これによりますと、令和5年度の野生鳥獣による全国の農作物被害は164億円、面積は4万1,000ヘクタール、被害量は51万トンという形で発表されております。平成25年度と令和5年度の10年間のクマとシカに絞ってまいりますと、クマの場合、これは全国ですからツキノワグマも含まれますが、被害面積が平成25年度で1,200ヘクタール、令和5年度で700ヘクタール

減少しております。被害量が平成25年度で2万9,600トン、令和5年度で1万300トン、被害金額は平成25年度で2億7,400万円、令和5年度で7億4,700万円となっております。シカの場合は被害面積が平成25年度で4万8,300ヘクタール、令和5年度で2万9,500ヘクタール、被害量は平成25年度で53万8,500トン、令和5年度で42万300トン、被害金額は平成25年度で75億5,500万、令和5年度では69億5,400万円と発表になっております。北海道の野生鳥獣による農林水産業被害調査結果によりますと、令和5年度の被害金額がヒグマでは3億3,200万円、エゾシカでは51億900万円と公表されております。それぞれ市町村からの報告に基づき、積み上げられている数字だと思いますが、取りまとめの手法で比較検討が難しいところもあるのが事実であります。単純に見ると、被害面積は縮小しているが、被害金額は横ばいもしくは増えているように見えております。そこで、直近の平取町における現状について教えていただきたいと思っております。あわせて、被害は増加傾向なのか横ばいなのか、近年の推移について教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

高山議長

産業課長。

産業課長

はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。有害鳥獣による町内の農林業の被害状況につきましては、まずは農業被害についてであります。こちら被害の確認については、現地を確認しているのではなく、毎年1月中旬に町内各地区においてびらとり農協が主催する営農計画作成時に町の担当者が赴き、生産者個人個人からアンケート調査方式によりまして、前年の農業被害について聞き取り調査を行っております。調査の内容につきましては、有害鳥獣別、作物別に被害面積を確認しております。直近の被害になりますと、令和6年度の被害状況を押さえておりますので本日配付いたしました資料を見ていただきたいと思っております。令和6年度農業被害はエゾシカによる被害が131ヘクタール、被害額にして5,630万円、クマが2ヘクタール、被害額が110万円であります。近年の被害の推移については資料に令和6年度から過去10年の状況載せております。また下段には、平成23年の状況も載せております。町では当時、地域生産者及び農業関係機関からの要望があつて、平成24年、25年度にわたって、農地、耕作地、平取町一円、約355キロの外周に有害獣侵入防止柵を整備いたしました。資料を見ていただければわかりますように、侵入防止柵を整備する前と整備後ではエゾシカによる被害が大きく減少しております。整備後は年によって変動はありますが、エゾシカは令和2年、3年に被害が多く、ヒグマは平成29年から令和元年にかけて被害が増加傾向でありました。次に林業被害につきましては、農業と違って森林内に囲い柵を講じているわけではなく、ある意味その有害獣を森林に野放しにしている自然の状況であります。したがって、特にカラマツなどを植林した造林地は、

山で食べるものがないと食害の影響を受けやすいと考えます。これはヒグマにも言えることでありまして、今年は特に人里までヒグマが出没しているのは、山で食す木の実やブドウなどが不作であったために起きている可能性が高いと専門家の方々は分析していますので、その年の出来によって左右されるのかなと考えております。その中でも年に1回、北海道日高振興局による民有林における有害鳥獣による被害調査を森林組合職員の目視による調査を行っております。こちら令和7年度の調査では、全般的に林齢1年生から10年生のカラマツ等造林地において、エゾシカによる枝葉の食害の影響が見受けられることということでありました。面積で言いますと49ヘクタールであります、実際に、北海道日高振興局専門職員に見ていただいたところ、大きくその木の生育に影響がないとのことでありました。近年の被害の推移につきましては、資料に令和7年度から令和2年度までの被害を載せております。令和6年、7年と被害が増加傾向であることを示しております。以上で、被害の状況を終わります。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。被害金額はおそらく、その当時その当時で米の値段が変わるだとかあるので、増えたり、大きくなったりというのはなかなか比較はできないんですけども、面積だけでいくと比較検討はできるのかなというふうに考えると、横ばい、その年に応じて口頭で聞き取りですからなかなか難しいところがあるんだと思います。そんな状態だというような確認させてもらいました。それで若干今触れられておりましたけども、これらに対して、シカ柵等いろいろやってきてると思うんですけども、電気柵なんか資料で示しをされておりますけれども、この電気柵と、それと10年前近くに張ったシカ柵、これ以外で何か具体的に何か取り組んできたことっていうのは何かあれば、なければないで結構なんですけども、教えてください。

高山議長

産業課長。

産業課長

はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今崎廣議員からご質問がありました、町のほうでは有害獣の侵入柵を24年、25年に整備をしておりますし、先ほど言いました電気柵の関係につきましては、平成21年度から実施しておりまして、その実績を本日配付している資料のほうに載せてございます。こちらの電気柵につきましては、町と農協のほうで支援をしているような形でこれまで行っておりまして、そのほかの有害獣に対しての被害対策、町としては取り組んでいるのは今の現状の中ではありません。

高山議長

6番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。ありがとうございます。その中で電気柵、平成21年度からやってるということで、その効果がどれぐらいあるのかって、全くゼロではないんだと思うんですけども、シカ柵含めて。それぞれやっていろいろな課題が出てきてるんだと思うんですけども。例えば電気柵であれば、物価高騰で単価も上がってきてますから、農家さんの負担が増えてきているのも事実です。それが植えてある作物との比較でメリットがあるか、ないのかっていう判断を農家さんがするんだと思います。そういうことですか、張り巡らされているシカ柵については、かなりもう年数が経っておりますから、維持管理組合含めて次の作業をどうするのかというのがあろうと思うんですけども、それらの課題を町のほうでどういうふうに考えているのか。先日やっぱり町内を歩いて聞くとですね、どうしても張り巡らされたシカ柵が、クマやシカにやっぱり潰されてるところがあると。それをなかなか直していく、維持していくのは難しいんだけど、一体これからどうすればいいのかな、柵は維持管理組合のほうに所有権は移転したのかな、維持管理組合がやらなきゃならないんだと思いますけども、地元のほうではなかなかそうは考えてないような意見もあるんですけども。町としてこれから、その補修に向けて、更新に向けて何か今現時点で考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

高山議長

産業課長。

産業課長

はい。まずはお答えしたいと思います。まず電気柵の関係であります、本日お配りしている資料にも、これまでの実績を載せております。この内容を見ていただくとわかるんですが、令和4年度以降、この事業費とか事業が大きく増加しているような状況であります。これについては事業の需要が伸びている一つの要因としては国の水田活用事業の見直しが令和4年度以降始まったということで、それに合わせて畑地化といった農地の転換期を迎え、生産者が自ら耕作地を有害獣から守ろうと、営農意欲、生産意欲が一部の生産者で高まってきているという部分の中で、事業費が増につながっているのかなというふうに思っています。そういった中で農業被害にかかる、これまで町のほうでは有害獣の侵入柵さらには電気柵の整備に対して支援をしてきているんですが、その課題という部分の中で考えますと、被害状況の中で少なくとも被害はある程度横ばいになっているんですが、先ほど言った電気柵が年々増えてきているということになると、これはさらに細かく、資料には載せていませんが、整備のこれまでやってきた箇所がどこのあたりが多くやられているのかなということをちょっと整理をさせていただいたんですが、それを見ますと過去これまでの流れでいきますので、本町地区で全体の16パーセント整備をしております、振内地区が15パーセント、貫気別地区が69パーセントということで、7割近くが貫気別地区に集中して電気柵を整備していることがわかりました。この結

果から、一概には言えないんですが、平成24年度に先ほど崎廣議員からもお話ありましたように、有害獣の侵入防止柵を整備した際、柵の管理は、それぞれ地域と協定を結び、管理をお願いしているところであります。財産的には町の財産であります、管理のほうは協定を結んで地域をお願いしているような状況です。しかし現状、地域によっては管理が異なりまして、定期的に巡回点検をして、壊れているところがあれば修繕をしている地域もありますし、一方では管理に対して希薄をし、全く手をつけていない地域も実態としてはあります。そういった中、実態の中ですね、地域と町が管理協定を結んでいる期間が令和8年度、また令和9年度末で終了することから、町としましては引き続き地域で、この有害獣の侵入柵の管理をお願いしたい旨、現在地域のほうには投げかけている段階であります。ただ先ほどお話がありましたように今の地域の状況、反応は当時整備した頃の思いと異なり、高齢化、人手不足といった問題等から、全町を管理、維持していくことは非常に厳しいと捉えております。だからといって町でその柵を管理するということはなかなか難しいというふうに考えておりますので、引き続き地域と今後も話し合いを持ちながら、更新される前までには、よい方策を検討していきたいというふうに考えています。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい。シカ柵の部分については地域との協議を、対話を引き続きお願いをしたいと思います。昨年改正されました食料・農業・農村基本法におかれましては、第48条において、有害鳥獣による農作物被害の防止、この項目が新たに明記されました。国、地方公共団体が総合的な対策を講じる責務を負うことが規定されたんだと思います。これにより、鳥獣被害対策が農政の基本法に位置づけられたと思います。それを受けて、自治体の取り組みも今まで以上に来年は強化されるんだと思います。先ほどから議論してるとおり、これからやらなきゃなんないところ、それで特に令和8年度に向けて、この法律改正を受けて、うちの町として何か新規でやることかあるのか、それとも電気柵の規模を拡大して対応していくのか。今予算を積み上げてる最中でありますから、なかなか難しいところがあると思うんですけども、お考えがあれば伺いたいと思います。今お話しできる範囲で結構です。

高山議長

産業課長。

産業課長

はい。お答えしたいと思います。まずこちら農業被害に関連するという政策という部分でいきますと、先ほどから説明しております、現行実施しています害獣防止の電気柵整備事業はですね、引き続き、今現在農協のほうで取りまとめをしていただいておりますので、生産者の要望にですね答えるような形で、町としても対応していきたいというふうに考えています。しかし先ほど申し上げ

ましたように地域によって、外周にある有害獣の侵入防止柵の管理に対してその意識が違ふということもありますので、今後はどういう形かあれなんです但し事業の見直しをしていかなければ、というふうには考えてはいます。また令和9年度以降、令和8年度ではないんですが、地域と管理協定をしている有害獣の侵入防止柵の更新にあたって、当然やはり地域によっては柵が壊れているようなところもありますので、そういったところを修繕に対して、町、また農協と支援をしていかなければならないのかなというふうには考えております。ただ、今具体的に地域と話し合いを持っている段階なのでどういった形が、町として支援できるかということをして今後検討していきまして、また、議会、常任委員会の中で説明していきたいというふうに思っています。以上です。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。うちの町は補助金に敏感でありますから、心配はしないんですけども、この法律の改正に基づいて、新たに入れ込まれたってことは、国が新たな補助政策になるのか交付金になるのかわかりませんけれども、恐らく何か新たな政策を打ってくるんだと思います。ただ、現在新聞等々で発表になっておりませんから、新年度予算でどのようになってくるかわからないんですけども、その辺のところをアンテナを張って対応していったいただきたいなと思います。最近農業新聞をとることもやめてしまったんでなかなか農業の情報が入ってこないんですけども、町のほうでの対応をよろしくお願いしたいと思います。それでは続きまして生涯学習課の被害状況についてお伺いをしていきたいと思います。平取町においては、昭和39年9月9日、振内地区で小学5年の女子児童が登校途中にクマに襲われて死亡する事件が発生しております。平取町100年史の年表に1行の記載が載っております。このような事件は当時の人が伝えていかなければならないと思いますけれども、あまりこういう不幸な事故に対しては口に出さないというのが現状だと思います。記念誌の年表1行に記載されているのが現状なのかなと思います。実は私もこのことを忘れており、振内出身者としては情けないんですけども、12月1日の北海道新聞のクマ出没、登下校の安全同確保というこの記事の中で、この事件を思い出すことになりました。それで、この百年史を開くことになったんですけども、今年のクマ騒動でその事件を思い出した方もおられると思います。そこで生涯学習課のほうにお伺いしたいと思います。本年7月、本町地区でヒグマの痕跡情報や目撃情報により、児童生徒の登下校の制限などが行われたと聞いておりますが、その状況と対策について教えていただきたいと思います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えいたします。まず各学校に対しましては、クマの目撃情報が出始めた頃、5月頃だったと思いますけれども、クマの目撃場所ごとに4つのレベルに分けまして、対応の仕方についてを学校のほうにお知らせしているところでございます。具体的には学校区内で目撃情報があった場合をレベル1といたしまして、町教委から学校のほうへ目撃情報を素早く共有し、児童生徒、保護者のほうに連絡をしてもらうということにしております。次に通学路での目撃情報があった場合をレベル2としまして、レベル1の対応に加えまして集団下校ですとか、保護者による送迎を依頼するということにしております。次に学校敷地内で出没した場合ですけれども、こちらはレベル3としまして、臨時休校の措置も検討するということにしております。レベル4につきましては、襲撃被害などがあった場合となりまして、こちらは状況に応じて臨機応変に対応する必要があるというふうに考えておりますので、町教委のほうから学校への指示を行いまして、それに従って対応してもらうということにしております。またご質問の中にありました本町地区においてのクマの注意報が発出された期間でございますけれども、平取小学校と平取中学校の保護者に登下校の送迎をお願いしまして、遠方から来ている路線バスで通学している生徒につきましては、紫雲古津、去場方面の生徒については中学校と坂の下のバス停の区間を町職員が公用車で送迎しておりまして、二風谷方面の生徒につきましては、中学校からふれあいセンター前までの区間を同じく町職員が公用車で送迎しております。そのほか注意報が出ていない区間につきましては、学校の先生方による通学路の見守りを行ったりですとか、町教委から学校へクマ撃退スプレーの対応などを行って対策をしているところがございます。以上です。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。レベル1からレベル4の対応をそれぞれ学校に示したってことは非常にいいことだと思うんですね。現場が対応する時に自分たちの判断基準を行政が与えてくれるというのは非常に行動がスピーディーになるというか、安心を持って行動ができる、自信を持って判断ができるということだと思いますんで、取り組みは非常にいいことだと思いますんで、継続してもらいたいと思いますし、できればそういうのって何か、もっと何かオープンにさせていただけると、どうやってオープンにすればいいんだと言われるかもしれませんが、周りからも、そういう対応をしてるんだっていう安心感につながるかなと思います。父兄から口伝えで伝わればいいんですけども。送迎を行ったというのを学校の現場からもお聞きをしました。問題はこの坂の途中にあるので、上から下まで教育委員会なり先生方が送迎をしたということなんですけど、かなり期間が長くなりましたんで、父兄だけじゃなく、それを担う人たちもかなり苦労したんだと思います。これについてこれだけ長くなると、もっとほかの手段がないのかなと思うんですけども、なかなか難しい

んだと思いますが、学校現場なんか学校訪問で行かせてもらえると、何かボランティアの方が結構手伝っているという現場を見させてもらってます。だから地域に声掛けをして、難しいのかもしれませんが、ボランティアを養成するような考えというか、そういう方法はないですかね。やはり父兄を見ても、先生方を見ても、職員を見ても、これだけ長期化になると大変だなというのが非常にわかるので、そのお手伝いをする人たちを少し増やしたらどうかと思うんですけども、その人たちの取り扱いについて難しいのかもしれませんが、そういったような取り組みはできないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えいたします。先ほどの松澤議員の質問でもございましたとおり、各学校でコミュニティースクールの中で、お手伝いをいただける方っていう登録もございますので、学校からそういう方々に呼びかけをして、お手伝いいただける方を募集するというか、そういった手段は考えられるかというふうに思いますが、クマの対応ですのでなかなか難しい部分はあるのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい、わかりました。なかなか難しいことなので、そういう思いがある人もいるということだけ受け止めてもらえればなと思います。いろんな課題がある中で、新年度、令和 8 年度の予算を今編成してるんだと思うんですけども、去年というか、7 年度こういう状況だったんで 8 年度に向けて、新たに教育委員会としてこのヒグマ対策の部分、通学の部分でどうしていくのかっていう、何か新しい考えがあれば、単純に簡単なことと言えば、効果があるかどうかっていうのはあるんですけど、ヒグマスプレーなんて高いからどうもなんないですけど 熊鈴を持たすだとか、それを配布をするだとか、それぐらいしかないのかもしれないんですけども、何か新しい政策をお考えでしたら教えていただきたいと思います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。お答えいたします。今後の対策につきましては、崎廣議員がおっしゃられたとおり、なかなか難しい問題ではあるというふうに考えておりますので、まずは、今年度と同じような取り組みを来年度も実施するということになりまされども、さらに町長部局との連携を深めながらスピーディーな対応をしたいということと、今質問にありましたとおり各学校にクマ撃退スプレーを配

布したりですとか、できれば児童生徒に熊鈴や笛などをつけて登校してもらうなどといったような現時点で考えられる対応策はそのようなことなんですけれども、なるべく保護者の協力もいただきながら早い段階で保護者のほうに周知できればというふうに考えております。以上でございます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。ありがとうございます。私も岩知志に生まれて山の上に住んでましたから、当然秋にはクマが出るという、クマ道に家がありましたから、そういう経験をしています。当時は私の家と隣と5人の子ども達がいまして、山の下で時間を待ち合わせをして集まって、そして縦笛をふきながら山を登って帰るっていうことをやってましたんで、それが効果あるかどうかわかりませんけれども、何かそんなことをこんな方法もあるよっていうのを、何か学校のほうと話し合いをしてもらえればなと思います。難しいことだと思いますけども。次に移らせてもらいます。続きまして有害鳥獣ヒグマ、エゾシカ、アライグマの町民の生活における被害状況について伺いたいと思います。クマとシカの農林被害につきましては先ほど産業課の質疑でお話をしましたので、アライグマの部分についてちょっと指摘をしますと、全国的にはアライグマの被害面積というのは、平成25年度で400ヘクタール、令和5年度で500、被害量が平成25年度で1,400トン、令和5年度で3,400トン、被害金額は平成25年度で3億3,900万、令和5年度で4億8,800万、アライグマも断トツ伸びております。12月9日の報知新聞報道によりますと、環境省の発表で4月から11月のクマによる人的被害が速報値で230人を上回ったと報道されております。犠牲者は全国で13人、道内では2人であります。クマの出没件数は3万6,814件と過去最高を更新しております。捕獲数も9,867頭と年間最多となっております。個体数の増加や、人の生活圏にエサがあると学習したクマが増えている可能性がある、そういうふうに環境省の担当者は発言をしておりました。12月4日北海道の発表では、2024年度の道内でのエゾシカの捕獲数が15万7,525頭と3年連続で過去最高を更新したと発表しております。民間調査会社員インテージが15歳から79歳の男女5,000人を対象に行ったインターネットアンケートでは、今年のクマ出没状況からクマへの不安感を抱く北海道民はとても不安から、不安、やや不安を含めると70パーセントを超えております。全国的にも、東北77パーセント、北陸73パーセントとクマ出没の多い地域の順に続き、北海道では3番目に割合が高かったというふうに見ました。そのような中で、今年は4月6日の二風谷地区でのヒグマ情報から11月15日の情報まで、町内では45件の出没情報が町に寄せられ、例年になく大変な仕事量になったと思います。担当していた町民課にお伺いをしたいと思います。農林業被害の被害状況で有害鳥獣ヒグマ、エゾシカ、アライグマの町内の被害状況について、現時点で確認されている令

和 7 年度の状況についてわかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず本日配付しました資料にエゾシカが関係する交通事故発生状況ということで、全道の状況と、1枚めぐりまして下のほうに町内の状況を追記してございます。令和 7 年度につきましては町内としましては、1 月から 11 月までの段階で 33 件交通事故が発生しております。全道でいきますと、ちょっと 7 年度の全道の資料はないんですけれども、1 年目からありまして、日高管内は中部になります。大きく 4 つに分かれた中では東部に続いて中部が多くなっております。日高管内もこの資料を見ますと右肩上がりにどんどんどんどん増えているという状況にもなっております。平取町におきましても令和 2 年から令和 4 年までは 18 件程度だったものが、令和 5 年で 31 件で、令和 6 年度で若干減ったんですけども今年度も 11 月の段階で 33 件という数字となっておりますので、交通事故については特に国道中心に発生しているのが現状でございます。そのほか町内の特にヒグマですね、本町地区で出没したことによりましての影響としましては、本町地区でのラジオ体操が中止になったり、戦没者追悼式が平和塔の場所ではなくふれあいセンターに会場を変更して行ったりとか、そのような被害状況となっております。以上でございます。

高山議長

休憩します。再開は 10 時 45 分まで。

(休 憩 午前 10 時 38 分)

(再 開 午前 10 時 45 分)

高山議長

それでは再開いたします。引き続き 6 番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。すいません。すいません休憩はさんだんで、それで、どこまでいったんだ。具体的な被害状況、事前にお示ししてたのでエゾシカの部分ありがとうございます、調べてもらって。エゾシカの交通事故って結構あまりオープンにはならない。ぶつけられると恥ずかしくて言えないところがあって、これ以上の被害があるんだと思います。それで次に進めさせてもらいます。それらの被害対策というのはこれは駆除が効果的だというふうに考えます。駆除にあたる猟友会について伺いたいと思います。報道なんかを見ておきますと、各地の猟友会において会員の減少と高齢化が課題になっていると言われております。地元沙流川猟友会の現状について教えていただきたいと思います。

高山議長	町民課長。
町民課長	はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。町内のハンター数につきましては現在５０名となっております。今年度も新たに６名の方が加入されて今５０名となっております。平均年齢が５７歳、最高齢が８７歳、最年少が２８歳となっております。資格的なもので話しますと、罾と銃の両方をお持ちの方が２３名、罾のみの方が１７名、銃のみの方が１０名となって、合計５０名となっております。また近隣町のハンター数につきましては日高町が６９名、新冠町が４９名となっております。
高山議長	６番崎廣議員。
６番 崎廣議員	はい、ありがとうございます。思ったより平均年齢は若い５７歳という。それで猟友会に対する助成なんですけども、令和７年度の予算を見ますと組織活動助成金として委託料が９５万、ハンター活動費に対して猟銃購入費、従事者保険料、新規狩猟者への補助金等に６６万８，０００円、これらが予算化をされております。また、捕獲頭数に応じてそれぞれ単価があるんでしょうけども、駆除謝礼金がトータルでエゾシカに３，８５０万、ヒグマ、タヌキ、キツネ、カラス、アライグマ等々に予算化されている金額が４，３７０万５，０００円というふうに予算書から見させてもらいました。この数字というのは、近年の物価高騰などを考慮した数字になっているのか、予算議会でも聞いたような気がしますけれども、改めて伺いたいと思います。
高山議長	町民課長。
町民課長	はい。予算につきましては、まず今年度からエゾシカについては１，０００円増額しております。またヒグマについてはちょっと昨今の状況も踏まえまして、国や道の補助金を踏まえて今後増額したいとは考えてございます。その他の費用につきましても、猟友会と協議して改善を図る予定となっておりますので現状ではこのような体制となっております。
高山議長	６番崎廣議員。
６番 崎廣議員	はい、ありがとうございます。彼らも生業じゃありませんので、よろしく願いをしたいと思います。有害鳥獣はどうしても猟友会の協力がなくては進まないものだと思います。もともと猟友会は鉄砲撃ちの趣味の会です。道の猟友会の会長の講演を聞く機会がありましたけれども、冒頭、私達は鉄砲を撃つ趣味の会なんだと、公的任務を負って何をやる、かにをやるという団体ではないんですよと、そのことをまず認識していただきたいというのを言うておりました。

ハンターは先ほど言いましたとおり、生業ではなく本業を別に持ち、趣味で行っている鉄砲撃ちの集団だと思います。その団体に協力を要請しなければ、有害鳥獣対策というのは進まないのが現状であります。市民の団体に個人的な負担を負わせることがあってはいけないというふうに考えますので、引き続き助成等について考えていただきたいと思います。令和8年度の対策について現行の取り組みを強化していかどうかいろいろお考えがあると思いますけれども、今、助成金なんかを考えるとということだったんですけども、最近よく聞く言葉で6月、9月の一般質問でも出されましたけれども、緊急銃猟の在り方について、10月の24日札幌市で、道内初の緊急銃猟が実施をされました。2頭のヒグマをやっつけております。全国7例目の実施だと思いますけれども、これに対して当町としてのマニュアルの作成や訓練なんかについてどのようにお考えしてるのか、改めてもう一度伺います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。緊急銃猟につきましては今お話があったとおり札幌市で、道内で、初実施がされております。当町についてもマニュアルの準備等を進めておりますがちょっとまだ思ったようには進めれてないというのが正直なところです。ただこのマニュアルを極力1日でも早く作成をしまして、それに基づいた関係団体、関係機関などと連絡調整をしたうえで、訓練等を実施したいと考えてございます。また緊急銃猟につきましては札幌市では実際行われましたが、直前までいって民間人が敷地の範囲内に入るということで急遽中止になったという事例もあります。緊急銃猟については、町民や、そういうものにですね被害が起きないように、また、実際に銃を撃つとなる猟友会の方にも負担がかからないような仕組みづくりを構築しなくてはならないため、いかんせんちょっと準備がかかっているのが正直なところでございます。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。ちょっと今資料が出てこなかったんですけども、緊急銃猟やれるハンターっていうのは限定されてるんだと思いますよね。直近でクマを撃ったことがある、あとは、射撃訓練をしたことがある。いろいろあるんだと思いますけども、うちの町内でこれらに該当する方はおられるんですよね。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。細かな数字まではきっちりと押さえておりませんが、今年度も実際にクマを捕獲されたハンターもいます。ただ、先ほどの50名の中でクマに対応で

きるハンターとなったらかなり少ない人数にはなるかと思われます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい、鉄砲を撃つ練習もしなきゃならないというような条件の一つだったと思いますので、今、穂別の射撃場がなくなって、この辺では浦臼まで行かなきゃならない、もしくは帯広というふうに聞いてます。そこまでは何か町のほうでバスを出していただいているというのは聞いてますけども、そういったような助成をしていかないと、なかなかそういったような人達は難しいんだと思うんですね。いざ緊急銃猟マニュアルもできた、訓練もできた、でも撃つハンターが地元にはいないってということにならないように、引き続きバックアップをお願いをしたいと思います。それと、春グマです。ここ何年か春グマが始まりました。2023年は北海道で20頭、24年で14頭、25年この春で22頭ということで道のホームページに記載されております。この25年の春グマは50の自治体が行ったというふうに聞いておりますけれども、うちは春グマをやっているんですか、これからやるようにするのか、そのお考えを教えてください。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。春グマの関係なんですけども、今春期捕獲という名前になっておりますが、実は平取町は昨年検討はしたんですが、ちょっと猟友会との協議の中では実施しないという形になっております。ただ先日道のほうから依頼がありまして、昨今のこのクマの状況を踏まえたら、春期捕獲は重要なので実施に向けて検討していただきたいと改めてまたお願いに来たものですから、それを踏まえて猟友会とは検討しております。管内の状況でいきますと、最近でいきますとえりも町が昨年の春というか、その時期に実施をしておりますが、ただえりも町の中でハンターを確保ができなかったのが町外からハンターを呼んで実施したということで情報は聞いております。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。制度は何か新たにまた春グマ駆除をやるっていう方向は決まったんですけども本当にやる人がいないっていう、猟友会の方にお聞きをすると、本当にもう春先の堅雪の上を走って行って、二つも三つも尾根を越えてクマを追っかけてくようなハンターは正直いないよっていう感じのお話をお伺いしました。先日、振内でハンターの方が1人亡くなりました。亡くなった方は非常に腕のいいハンターだったというふうに聞いております。本当にハンターを育てていくしかないのかなと思いますから、春グマの駆除もヒグマを減らす一つの手段だと思います。猟友会の方と協議をお願いしたいと思います。それとドローン

であります。今年の夏、本町に出た時に、本当にドローンにはお世話になりました。お祭りの開催をどうするかというところでもやはり空から見ていただけることで安心感がある。マラソン大会もそのような形で開催されたというふうに聞いております。新聞なんか見てますと留萌市において、留萌市では市内の建設業者と道警留萌署、この3者でドローン活用による連携協定を24年の8月、去年の8月に提携をし、対応しているというふうに聞いております。このドローンについて今のところまだ町内では1社だけだと思うんですけども、そことの何ていうんすかね、扱い方、これからお願いをする方法だとか、出ていただくことに対しての予算的措置、それらについても検討しなきゃならないんだと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。今お話のあったとおり今年の夏は町内の方のドローンの協力によりまして、本町の例大祭につきましてもドローンの見回りを2週間、毎日のように活動していただきました。それには謝礼のほうはお支払いをしております。実際その時はクマを発見できなかったんですけども、逆にクマがないという安心材料になったということで、例大祭のほうも無事開催できたってこともありますので、今後についてもドローンの活用についてはハンターの見回りの負担の軽減、特にデントコーンとかの場合は姿が見えない中、まさかちょっと入っていくわけにはいきませんので、そういう場合はドローンの活用とかも十分に活動ができるのかなと思っております。詳細についてもまだまだ今後詰めていく必要がありますし、今お話のありました先行事例も参考にしながら正式にドローンをどう活用するかをまた今後検討していきたいと考えてございます。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。ドローンやっている方もドローンが生業じゃなく、ボランティアだと思います。寝ないで8月の14、15とを対応してもらってますので、その辺のところをどのようにこれからしていくのか、業者の方とお話を進めてっていただきたいと思います。それで最近流行っているのもう一つ、ガバメントハンターという言葉が出されておりますけれども、道内では、占冠、森町、沼田町など4町で導入をしているというふうに新聞報道されました。今朝の北海道新聞によりますと様似の議会で来年検討したいというのが答弁があったというふうになっております。占冠では結構前から専門職を置いてるみたいで、この4月に1人採用し、来年、狩猟免許を取らして2人体制でやるというふうに、表向き新聞では、新聞というか、ネット上ではそういうのがわかりました。何か占冠で何か独特なやり方があるみたいですけども、

うちの町としてこのガバメントハンター、専門職を置くべきだというふうに言っている大学の先生もいますけれども、なかなかこういう小さい町は難しいとは思うんですけども、ガバメントハンターの取り組みについて、今のところどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。ガバメントハンターなんですけども、うちの中でもぜひともガバメントハンターの設置を考えているところではありますが、今お話のあったとおりなかなかそういう人がいるかとなった場合に難しいところがあります。ただ昨日の国の補正予算も通ってガバメントハンターの予算等も設置しておりますので、それを踏まえて改めて、ガバメントハンターを何とか採用できるような、もしくは、今後育てていくような環境づくりができればいいかなというふうには考えてございます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。環境省のクマ対策パッケージもいろいろ出ておりますけども、それらに対応した、ただ、人が本当にいるのかっていう、170もある市町村に対して170人もそこに果たしているのかという悩みがあろうかなと思いますけども、検討をお願いしたいと思います。あと、昨日、一昨日あたりのテレビを見ていますと、箱わなを作っているところが、例年、5つ、6つしか注文来ないのがもうその10倍ぐらいの注文が来て対応ができないというような報道がされておりましたけれども、当町において箱わなというのは足りているのかどうか。そして、クマを捕る箱わなは、アライグマの罠はうちも借りましたから200個ぐらいあるんだって、町が持ってるというような聞いたんですけども、箱わなというのは、町が持ってるのか、それとも個人なのか、それと今現状足りているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。クマの箱わなにつきましては今年度については足りております。ここ数年、毎年1個ずつは増えてございます。平取分区と幌尻分区、本町側とあと振内貫気別側の方でそれぞれ管理して設置してございますので、今年度は足りました、何とか。あとアライグマの箱わなについてなんですが、アライグマについては基本的には町のほうで今おっしゃったとおり、箱わなの貸し出しも行っております。ただ間に合わない方は個人で買われる方もいらっしゃいますので、それはそれで構いませんが、捕獲となった場合は猟友会のほうに連絡をいただいて、猟友会のほうで駆除するという形をとっております。ただちょっと説明

はしなかったんですけども、お手元の資料の中の1番最後ですね、有害鳥獣の捕獲数ということでアライグマなんですけども、今年度実は10月までの段階でもう1,000を超えている頭数を捕獲しております。それに伴いまして実はアライグマの箱わなもかなりの個数が破損してきておりますので、ちょっとまた来年度、どのように購入するかと考えているところではございますが、このペースでいったらかなりのアライグマ、通年になりますので冬場になれば多少は減ると思うんですが、結構いいペースでちょっときているというのが正直なところでございます。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい。今のお話でいくと、箱わなを1つ増やしたということは、町が持つてるといことでよろしいですか、個人じゃなく。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。箱わなは町のものとなっております。それを管理は猟友会のほうにお願いしているという感じになっております。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、わかりました。ありがとうございます。アライグマが1,134頭捕れた。このうち2頭はうちで捕ったやつなんですけども、私も今年アライグマハンターの講習を受けました。一応ハンターの資格を取りました。だから自分のうちだけじゃなく、隣の家でも罠を仕掛けて取ることは可能になったんですけども、その時教えていただいたんですけども、やはりアライグマは集中してとにかく捕らなかつたら、とにかく増える一方だと、期間を決めて地域を決めて、一斉に罠を仕掛けて捕獲するしか減らすことはできないと、2年、3年続けることによって間違いなく減るっていうふうに先生はおっしゃってましたんで、そのような取り組みを検討することはないでしょうかね。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。アライグマに関しては8月に研修を行いまして、崎廣議員も出席いただきありがとうございます。ちょっと今年状況も踏まえまして、本当アライグマの捕獲については町独自でも何か研修を開けたらいいかなとは考えております。ちょっとまだ、今年度実施できるかどうかわかりませんが、遅くとも来年度には実施したいと考えております。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。集中して取り組むということをぜひ検討してもらいたいな。一般の畑もそうなんでしょうけども、私どもみたいな小さな家庭菜園、やられちゃいますんで、アライグマのために網をかけてブロックを置いてって結構かかってきますんで、何か検討してもらえればなと思います。それでもう一つ、クマの部分であれなんですけど、このクマの通り道、今年も荷菜側で出た、そして町の中でもふれあいセンターの後ろでも出たという、見かけたという、現物を見てないわけですから、そのクマがどうやって山から来たってという部分では、やはり河川から、川から上がってくるんじゃないかという話がやっぱりされておりま。このクマの通り道と言われてるその河川、それぞれタンノの沢もありますし、オバウシナイもありますし、まだその山からの沢があるんだと思うんですけども、河川清掃はやっぱり必要だと思うんですけども、かなり草がぼうぼうになっていてクマが歩いててもわからないような状態。河川をなくすことはできないですけども、見やすくするだとかクマが移動しにくくするというのは必要なと思いますけども、そういう河川清掃についてはどう町はお考えでしょうか。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい。お答えさせていただきます。河川清掃につきましては、今現状、今までは町民の方をお願いしているという現状の中で、今現在はほとんどできていないというのは、おっしゃるとおりです。ですので今後につきましては人家近くだとかの河川については、整備はしていかなきゃなんないかなというふうには考えてございますが、ちょっと具体的な方策は今のところないということでお答えさせていただきます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

予算措置をして業者に発注すればできることだと思いますんで、予算の検討をお願いしたいと思います。それでクマのところの最後のほうの質問に入らせていただきたいと思います。酪農学園大学の佐藤喜和先生が北見の勉強会で専門性のある職員を行政が雇うのも一つの方法というふうに話しております。しかし先ほど言いましたとおり定員管理のある自治体では、単独では難しいんだと思います。全道の 170 の自治体に対応するほどの専門家もいないのだというふうに考えており、それが現状だと思います。さらに、鳥獣は行政区域を越えて移動すると考えられますので、近隣町との連携や広域自治体である北海道の取り組みも大事だというふうに考えております。猟友会のハンターも不足している現状では、近隣で広域連携を行うことがベターかというふうに考えます

が、いかがでしょうか。せめて情報交換の場を設定するだとか、そういう場が必要だというふうに考えますけれども、広域的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。最近では当町も若いハンターが入ってきており、先ほどお話ししたとおりハンター自体は50名いる形になります。そのうち実際クマを撃てるハンターが何人いるかと先ほどもお話ありましたが、正直10人いるかいないかという形じゃないかなとは想定しております。そういうことも踏まえまして、特に日高西部の協議会がありますので、被害防止の協議がございますので、そちらの構成町であります日高町とまず新冠町、こちらとのまず協議のほうを広域含めて、何かいろんな方策が取れないかという場をちょっと今後検討していきたいと考えております。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい。よろしくお願いします。クマが出たっていうのを新聞だとかテレビで見るたびにですね、やはり、町民の中、不安になる方もいるんだと思います。その不安というのは、不満につながり不信を生むというふうに考えております。そういったことのないような取り組みをぜひ積極的にお願ひしたいと思います。時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。関係人口の取り組みについてお伺いをしたいと思います。政府は、この間従来の地方創生の取り組みを、石破茂前政権が創設をいたしました新しい地方経済生活環境創生本部のこの看板を地域未来戦略本部にかけ替えました。経済政策に力点を置き、それでも地方創生2.0を推し進めることを12月4日の初会合で示されたというふうに考えております。地方創生2.0で言われております、人口減少社会を認めながら地方創生の手段として、関係人口に着目をし、2地域居住やふるさと住民票、この取り組みを行う自治体が最近増えているというふうに感じております。管内においては浦河町の2地域居住の取り組みや、厚真町のふるさと住民票はかなり古くからの取り組みだと思います。平取町の取り組みについて伺ってまいりたいと思います。まず最初に、現在まで進められている移住施策につきまして、新規就農を除いて今までの実績について教えていただきたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、お答えしたいというふうに思います。様々移住政策等を行っているので幾つか紹介していきたいというふうに思います。まず移住体験住宅の実施状況

なんですけど、平成25年度からの状況を拾ってみました。コロナ等で令和3年度で一度止めていると。そこで中止してその後廃止っていうことになってるんですが、こちらの利用組数が63組、利用人数で130人、延べの利用日数については1,905日間となっております。実施については、本町で2棟、振内で1棟、後年については本町1棟のみということで取り組んできたという実績となっております。あとあわせて豊糠の里でもですね、類似の事業を行っておりまして、こちらでも平成25年度から実績を拾ってみたところ、利用組数が23組となっております。豊糠の里は農業体験型ということでスタートしていきまして、延べ利用日数については3,540日と、結構多い状況となっております。あと二風谷地区で行っている分譲のレラの里の取り組みについては平成26年から実施をしておりまして、10区画を整備しまして現在まで6区画分譲済みということになっております。そのうち、2組についてはもともと平取町に住所があった方かなというふうには思っておりますけども、残りの方は、移住施策として機能したかというふうに思っております。あと平取町の民間賃貸住宅等建設促進事業については、平成25年以降住むところをつくってということで取り組みをしてきておりますが、こちらについては、12棟73戸分の整備が行われております。これ総合計画の前期までの取り組みで、KPIのほうは達成したんですけど、引き続き、需要があるのではないかとということで、継続して進めさせていただいて、その後も少しずつですがちょっと増えているという状況かというふうに考えております。あと地域おこし協力隊員の活用については、平成23年以降取り組んでおります。今までの延べで29名の方が地域おこし協力隊員として従事されたという形になっています。今取り組みを強めているというところなので、現在任期中の方は12名いらっしゃるといった状況となっております。あと空き家活用によって移住定住っていう視点で取り組んでいるところについては、令和5年以降に重点調査ということで、空き家バンクのもとになる台帳の再整備ということに組み込みまして、こちらについては令和5年以降で7家族13名ぐらいの方が空き家を活用しているという状況となっております。あと今年から整備したUIJターン支援事業については要綱を整備しております。管内では3町の整備状況となっておりますが、今年から要綱を整備しましたがまだ活用事例はないといったところでございます。あと既に移住相談ということで、一応まちづくり課地域戦略係が担当しておりますが、令和4年度の相談実績が1家族1名、令和5年度の相談実績については1家族1名、令和6年の相談実績が1家族3名という形になっております。うち、令和5年の相談分については協力隊員として受け入れをしたといった実績となっております。あと関係する部分としてふるさと親子留学についてはNPOの実施ではありましたが、これも取り組み期間中に一定数の家族の定住があったというふうに考えております。あと関係人口対策としまして、コロナの臨時交付金であまりうまくいかなかったんですけども、サテライトオフィス事業を実施しまして、6法人と最終交渉まで行ったんですけど実際にはちょ

っと活用がなかったという状況になっています。あとに2拠点生活事業についてもコロナ臨時交付金で実施をしております、振内のほうで農業者の住宅として借り上げしている賃貸住宅、それが年次計画によって、2年間空きになるということが決まっておりますので、ここに2拠点生活してみませんかという、臨時交付金で家財を買って、受け入れ事業っていうのをちょっと実証的にやったというのがあるんですけども、ここでの実績が2組といった状況となっています。関連政策も含めてこのような状況かと考えております。以上です。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。多岐にわたって説明ありがとうございます。いろんな施策を打ってるわけなんですけども、それは事業評価をやってるんだと思うんですけども、結果として、さっきKPIが目標達成してるという話もありましたけども、結果としてそれは評価できてるのか、評価できてないのか、町はどういうふうに判断をしたのか、全体を通してで結構です。一つ一つ細かくやるとまたわかんなくなっちゃいますんで、全体を通して、それらが成功してるのか、成功していないのか、成功という言葉を使ったらちょっと言いにくいかもしれませんが、評価できるのか、ちょっと評価できない状態だったのか、町の判断についてお伺いしたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。ありがとうございます。先ほど言ったようにKPIが達成していても、うまくいっているし需要もあるかなということで続けている事業もありますけども、逆にちょっと事例として申し上げますと、先ほど言った移住体験住宅、ちょっと暮らしと豊糠の里についてはもう既に事業を実施してないという状況になっています。こちらについては事業評価を行って事業中止を判断したんですけども、こちらについては移住定住を目的に始まった事業なんですけども、なかなか具体的に移住につながるものが少ない、乏しいというところがありまして、具体的な成果が明確に上げられていないというふうに判断しております。あと元々の住所から家財を引き払ってしまうとか、ルール違反を行うような事例もちょっと出てきてしまっただけで後処理がかかってしまったなど、そういった事案が散見されました。それとアンケート、聞き取り調査も住宅利用者から取ったんですけども、いろいろ深く移住に来てくれた方と話すと、結局移住体験住宅を渡り歩いているっていう方がほとんどだったんですよ。移住体験住宅の先ほど拾った年次の平均年齢拾ってみても、68.9歳っていうことで、ご高齢の方が安く北海道を観光して歩くっていう感じで、移住政策関係人口というよりは、交流人口的な使われ方が主だったっていうところもあって、コロナで一時中止したのをきっかけに、こちらの事業については、今実施

をしていないということになっています。その他の事業については、一定の評価をしながら今後も今、続けていきたいというふうに考えているっていうのが実態かというふうに思っております。受け入れを続けていくにあたって、現状ですね、今、地域懇談会等を行っていても、住環境整備ということを各地区で言われるので、この辺とあわせて、今受け入れ環境整備、移住定住政策を続けていくっていうのが大事かなというふうに感じているところでございます。簡単ですけど以上です。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。いろいろな政策を打ってうまくいっているものも、うまくいなくてやめたというものも、ちょっと暮らしは本当に見てて全く効果がないと、移住という、移住定住というふうに見たら、全然効果がないもんだったと思うんですよ。ただですね、そういういろんな成功した事例も報告ありましたけれども、それらが何か全体化されてないっていうか、町民によくわかられてない。うちの町、そんなことやってるのっていうのがあるんだと思うんですね、議員側にしても、それだけ細かい政策を打ってうまくいってるものもある、うまくいってないものもある。それは随時報告をしてるというふうになるかもしれませんが、一般町民にやっぱりわかりにくい政策だと思いますので、そういうのは何かもう少しわかりやすく町民に広報なんかで載せるのは、たくさんも載せれないのかもしれませんが、何か年に1回記事的なもので載せるだとか、私はできるだけホームページなんかで公開をすることで、少しずつホームページの閲覧者を増やしていくっていうやり方をやったらいかなと思うんですけども。今言ったいろんな状況があるんですけども、令和8年度に向けて、そしたら新たに2拠点とふるさと住民票以外を除いてですよ、今、継続している事業をそのままやっていくのか、それともやめてしまうのか、それについて今現在、現段階で考えていることがあればお教えいただきたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。お答え申し上げます。前段のちょっと周知が足りないっていう部分については、ちょっと住民への見える化が足りないということなのかなという、そういうご指摘かと思うので、その辺について検討はしていきたいなというふうに考えております。それと今後の事業の継続っていうところなんですけども、今幾つか申し上げた事業については、基本的に継続というふうに考えているんですけど、先ほど申し上げたとおり移住体験住宅関係の事業は中止をしていて、今後もし取りあえず再開の予定はないというふうに考えております。そのほかの事業は継続ということで考えております。以上です。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。なるべく見えるような形で宣伝をお願いしたいと思います。どちらかっていったら町民向けじゃなく町外向けにしていかなかったら政策は進まないってのはわかるんですけども、町民にもこういうことやってるよっていうのを、この政策だけでなく全般的に宣伝をお願いしたいと思います。それで、メインの関係人口の部分であります。2 地域居住だとかふるさと住民票、若干今までも取り組んでたっていうことなんですけども、かなり一生懸命やってるところも最近見られます。ふるさと住民票なんかは厚真町で取り組んでいるのなんかわかんなかったんですけども、先日のオンラインの勉強会で、北海道の厚真町でかなり昔から取り組んでますよっていうのを教えてもらいましたし、鳥取県日野町あたりではかなり政策的にもふるさと住民票に取り組んでいるというふうに聞いております。それで、この二つの 2 地域居住とふるさと住民票、うちの町として、改めて取り組むのか、取り組まないのか、その辺について教えられると思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。お答えしたいと思います。今お話があったとおり、ふるさと住民票の制度については東日本大震災の時に、福島県の飯舘村がこの疎開されている方を中心に声が上がってきたっていうのが平成 27 年頃にあって、実際に取り組んだのは、お話があった鳥取県の日野町が全国で初めて取り組みを始めて、制度として導入したっていうのが発端だというふうに思っております。あと厚真町さんの取り組みがちょっとどんな感じか存じ上げないんですけど、一般的にこのふるさと住民票の制度として今、共同運営というところまでこぎ着けてやっているのが全国で 12 自治体があって、そこに参加しているのは北海道ではニセコ町っていう形になっているかなと思います。これはいわゆる、ふるさと住民票でふるさと住民が登録してオリジナルのふるさと住民カードを発行してもらって定期的に広報紙とかメルマガが送付されるみたいなものがされるっていうところだと思うんですけども、そういったものについてはこの先進事例を含めて、少しずつ増えてきているのかなというふうに考えております。ちょっとこのままのカードを発行するという形で、ふるさと住民票の制度を続けるか、うちの町でやるかっていうところについては、まだ正直なところ、このとおりの形でやるっていうのは検討されてないというのが正直なところなんですけど、ただこういった先行事例を受けて今、令和 7 年の 6 月にふるさと住民登録制度を創設するってことを国が表明をしております、財政面でも令和 7 年から自治体が地域住民や関係人口施策に対して特別交付税措置が、措置率 0.5 で講じられるようになった事業が出てきているということになっています。こちら

については、このふるさと住民登録制度というものにうたわれているようなものに乗っかってですね、やっていくっていうことは今後必要になるかと思えますし、検討が必要かというふうに考えております。この制度化に合わせてちょっと検討が必要かなと思っている事項については、地域においてまず担い手が必要としているのはどのような分野や場面かということと、あとどのような関係人口とつながり、深めていきたいか、それと関係人口にどのような情報を提供していくか、関係人口が地域と関わりを深めるためにどのような推進策を講じていくべきか、これらを実現するための地域内にはどのような主体と連携が必要かなどを、正直これから協議していくというのが大事なかなというふうに考えております。できるだけ協議の上で特定財源を得られるような事業を進めていきたいというふうに考えております。具体的に財源措置がされそうな事業として国でうたわれているのは、2拠点生活を希望する方への情報発信ですとか、サテライトオフィス、コワーキングスペース、ワーケーション施設の整備、それと2地域の体験ツアー経費、相談窓口やコーディネーターの配置等に特別交付税措置がされるというふうになっていますので、この辺を活用していければなというふうに考えております。あと国の動きとして、関係人口というものが移住定住だとはっきり平取に移住してきたということではわかるんですけど、ここ可視化をされないとなかなか、そのK P Iとかもはれないというところもあって、今国でこの辺をすごく検討しているというところで、アンケートも盛んに来るような状況になっているので、これでどのような可視化を、関係人口の可視化というのを国が整備していくかというのに合わせて、町も政策を固めていきたいというふうに考えているところです。ちょっと概念的な説明で申し訳ないんですけど、以上です。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおり、今年の6月にふるさと住民登録制度っていうのは閣議決定になってるんだと思います。2地域居住法については、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律というのが、これは法律で動いているということで、ふるさと住民票を含めて、政府がかなり力を入れている。つまり、現物が移ってくるんじゃなく関係性を持っていきたいということだと思います。それで先に走ってるところはどんどんどんどん走って、まだ検討段階ということなんで、検討していただきたいんですけども。私は今別に厚真町と日野町とふるさと住民票を登録してるわけじゃないんですけども、今先に走ってるところでいえば芦別が今走っておりまして、芦別にふるさと住民票じゃないですけども、芦別の応援団として、ガタタンが大好きなんで登録をさせてもらいました。幌加内もそれに近いようなことをやっておりまして、幌加内にも大好きなおそばがありますし、大好きな町長もいますんで登録をさせてもらいました。少しずつというか、結構じわじわと広がってきてるの

かなって思いますから、もしやるのであれば早めに取り組んでいかなきゃならないことかなというふうに考えております。ただ注意をしなければならないのは、ふるさと納税のように、ひもつきの業者が出てくる、業者がもうかるシステムがっていうのが今の日本の社会の状況だと思います。だからそういったところはコンサル含めて気をつけて作業をしていかなきゃならないのかなと思います。先ほど松澤議員が質問していた、部活動の地域移行、これも箱物っていう団体がもうどんどんSNSなんかを通してうちでここまでやりますよっていう、いくらでっていうのは出てますから、そういったところは気をつけていていただきたいなと思います。質問時間がもう間もなく終わりますので、最後の質問させてもらいます。平取町が取り組む政策として、移住政策などは全国的な流れに同調をしたり、ほかの町が取り組んでいるから事業展開するなんていう場合があるんだと思います。それは町としての主要施策ではなかったのではないかなと私は思います。言葉悪く言えばですね中途半端な政策であったような気がしております。いろいろな政策が全国各地で展開される中、これからの政策っていうのは、あれもこれもというものじゃなく、あれかこれかになるのではないかなというふうに考えますが、この政策の集中について、町としてのお考えを最後に聞かしていただきたいと思います。

高山議長

町長。

町長

お答え申し上げたいと思います。今、移住政策等について、担当課長からご答弁申し上げましたけども、政策の方向性といいますか、しっかりした方向性をどこに持っていくかというのは、非常に重要なポイントだというふうに私も考えておまして、ほかがやるからやるというようなところでもですね、やはり、比較される自治体というものがありますので、そこはやっぱり、やるという方向性を持つこともあったかなというふうに思っております。今ご質問にあったいろいろ2地域居住ですとかふるさと住民票、これは手段として当町が人口減少でやはり各分野において人材、担える人材がいなくなっているというような現状を、どうカバーできるかというのは非常に大きなポイントだと私は思っております。内部でそういうものを、例えば地域の行事ですとか地域の活性化のための取り組みは人材の確保ができないというような状況において、町外からの人材に期待するというのは、これはある意味自然の流れではないかというふうに思っております。ただ、いろんな手法はありますけれども、やはり平取町として、そういったものを確保するための、平取町らしさというものをやっぱり確保しながらやっていくのは、これは基本だというふうに思っております。どんな取り組みもいつも効果あるかというようなことで、先ほど今までの取り組みはなかなかKPIとして、皆様方に評価できるものになっていないというところもありますけれども、私、新規就農を別としてというような質問もありましたけども、そういうしっかりした生業を基本にした移住政策というの

は非常にやっぱり効果があるんだというふうに私は思っています。新規就農なんかもこれは平取町としても非常に大きな移住政策、視点を変えればですね、だと思っていますし、それからアイヌ文化の振興という意味では法人を立ち上げて、地元の方ばかりじゃなくて、外部からのそういった人材も登用しているということもありますので、今までのやってきた政策でやっぱりしっかりしたその経済的なその基礎がある中で、移住してもらおうということが非常に結果的には有効なものになるんじゃないかというふうに考えておりますので、決して移住者を受け入れないということじゃなくて、積極的に門戸を開いて受け入れるという姿勢は平取町として持っていきたいというふうに思っておりますので、いろいろ国の支援等もこれから出てくると、国がそういうことを考えれば、やっぱりそういう人材をどうどこで補うかっていうことの、国としての施策だと思いますので、そういう支援策なんかも有効に活用させていただきながら、今後も平取町としての移住定住政策として、本当に理に適う、効果のあるものをですね、ぜひ議会ともいろいろこう、やりとり議論させていただきながら進めていきたいというふうに思ってます。

高山議長

崎廣議員の質問は終了します。以上で、通告のありました議員からの質問は全て終了しましたので、日程第５、一般質問を終了します。

日程第６、議案第１号、監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第１号、監査委員の選任について説明させていただきます。監査委員は、地方自治法第１９６条第１項の規定によりまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するものでございまして、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に関わる事業の管理を監査する役割を担っていただくものでございます。このたび、平取町監査委員に次の方を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。その方でございますけれども、住所は、沙流郡平取町字荷葉７９番地５、氏名、大崎哲也氏でございます。生年月日は昭和３７年２月１９日で６３歳でございます。次のページをお開きください。経歴の概略でございますけれども、学歴は昭和５９年３月に酪農学園大学を卒業され、平成１５年５月から平成２３年４月まで平取町議会議員の職を担われ、その間、農業委員会委員、監査委員も務められております。平成２３年４月からは、平取町食育推進運営委員会委員、平成２６年９月からは、平取町教育委員会外部評価委員、平成２７年５月から公営住宅入居者選考委員会委員も務められてございます。現在平取町監査委員、代表監査委員を務めていただいております三浦繁春氏の後任として選任をさせていただくものでございます。大崎氏は、人格が高潔で、自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する方で、監査委員制度にも理解を示していただいております、適任者と判断しておりますので、ご同意についてご審議のほどお

願ひ申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第1号、監査委員の選任については、原案に同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号、平取町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第2号の平取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。条例提案の理由は、子ども子育て支援法の改正によって、生後6か月から満3歳未満で保育所に通っていない子どもの家庭が、時間単位で利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和8年度より全国で実施されることとなりました。このことから、国の基準をもとに設備や運営に関する事項を条例で定める必要があるため、条例提案をさせていただくものでございます。それでは、条文の内容順に説明いたしますので、4ページをご覧ください。まず条例の第1章、総則では、事業者が整えるべき設備、衛生管理、非常災害対策、安全計画の策定、職員の資質向上、虐待防止、苦情対応など事業運営の基本的事項を定めております。まず第1条ですけれども、こちらは趣旨として条例の根拠規定を示すもので、事業者が守るべき最低基準を定めていることを明確にしております。第2条は、子どもの健やかな成長を保障することを目的とし、衛生的な環境、専門性を持つ職員、適切な支援内容が必要であることを定義しております。第3条は、町長は、基準を満たしているだけではなく、さらに質の向上を図るよう事業者に勧告できることを規定しております。第4条は、事業者は、基準を上回るよう努め、サービスの質は下げてはならないと規定しております。第5条の1項から、次のページになりますけれども、第6項まで、こちらについては、人権の尊重、保護者や地域との連携、評価による改善、設備の適正性など、運営にあたって事業者の一般原則を規定しております。第6条は、消火器、避難口などの設置義務、避難訓練の月1回の実施を定める重要な安全対策を規定しております。第7条は、事業所ごとに安全計画を作成し、設備点検や職員研修、保護者への周知、定期的な見直しを行うことを義務づけております。第

8条は、自動車を運行する場合、移動時に確実な点呼、置き去りの防止装置の設置を義務づけるものでございます。次に6ページの第9条から第10条は、職員の心身の健全性や倫理感、児童福祉の知識、技能を備えた職員であることを定め、事業者には、職員の研修機会の確保を義務づけております。第11条は、事業所がほかの社会福祉施設を併設している場合は、支障がなければ、設備や職員を兼務できると規定してございます。第12条は、利用乳幼児を差別せず平等に扱うとし、第13条は、虐待行為の禁止を規定してございます。第14条は、事業者には設備や飲料水、食器等の衛生管理、感染症対策、医薬品の備付け等を義務づけております。第15条は、食事提供を行う場合、必要な調理設備の基準を規定してございます。第16条は、第1号から次のページの7ページの第11号までになりますけれども、こちらは、目的や提供日、費用や定員等の整備すべき運営規程を列挙してございます。第17条は、事業所において、職員や財産収支や子どもの状況を把握する帳簿の整備を義務づけております。第18条は、職員の守秘義務を規定し、退職後も同様として事業者措置を求めているところでございます。第19条は、苦情窓口の設置と町の指導への対応を規定してございます。次に第2章、乳児等通園支援事業から、事業区分に応じた具体的な基準を示してございます。まず第20条は、この乳児等通園支援事業について、一般型と保育所やこども園の空き定員を活用する余裕活用に区分することを定めてございます。次の8ページの第21条から少し飛びまして10ページまでの第24条までになります。こちらの第24条までは、一般型として事業を実施する場合において、具体的な設備や職員、支援内容や保護者との連絡などを詳細に規定してございます。次に10ページの第25条から次のページの11ページ第26条まで、こちらまでは余裕活用型として事業を行う場合の基準を規定してございまして、平取町内の保育所や認定こども園などの事業者は、この区分に該当して事業実施ができる見込みとなつてございます。次の第3章、雑則では、第27条に、事業者の記録等は書面に代えて、電子データで記録作成を認めるとしてございます。最後に附則としまして、施行期日は令和8年4月1日としてございます。以上、議案第2号、平取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 7、議案第 2 号、平取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決しました。

休憩します。

(休 憩 午前 1 1 時 4 6 分)

(再 開 午後 1 時 0 0 分)

高山議長

それでは再開いたします。日程第 8、議案第 3 号、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 3 号、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、12 ページをご覧ください。改正理由は、令和 7 年 6 月に、公職選挙法施行令が改正され、今般の人件費、物価の変動等を考慮し、国政選挙における選挙運動費用に関する公費負担分の単価等が改正となりました。これを受け、これに準じて単価を設定している本条例においても単価の改正を行うものです。改正内容については新旧対照表でご説明させていただきますので、14 ページをお開きください。第 8 条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額について定めた規定ですが、現行規定、表の右側の 5 行目の中ほどの下線部分にあるとおり、ビラの作成単価 7 円 7 3 銭を左側改正案にあるとおり 8 円 3 8 銭に改め、また、第 11 条の 5 行目の中ほどの下線部分にあるとおり、選挙運動用ポスターの作成単価 5 4 1 円 3 1 銭を、改正案にあるとおり 5 8 6 円 8 8 銭に改めるものです。13 ページをお開きください。条例の施行日は公布の日としており、施行の日以降の選挙について適用するとしております。以上、議案第 3 号についてご説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 8、議案第 3 号、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例につい

ては、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号、令和7年度平取町一般会計補正予算第9号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号につきましてご説明させていただきますので、15ページをお開きください。令和7年度平取町一般会計補正予算第9号は次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億1,679万7,000円を追加し、予算の総額を78億1,925万6,000円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表、歳入歳出予算補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、24ページをお開き願います。1款1項1目議会費259万2,000円の減額です。これは、議員1名の欠員による減額と期末手当支給率増額改定分を補正しようとするものです。1節報酬200万8,000円の減額ですが、これは欠員による6月分以降の減額分です。3節職員手当58万4,000円の減額ですが、この内訳は欠員による議員期末手当減額分が63万円、11月臨時会における支給率改定0.025か月分増分が4万6,000円となっております。財源は全額一般財源からの減額となります。25ページをお開きください。2款1項1目一般管理費1,718万3,000円の追加です。これは、11月臨時会において可決の職員及び町長等の給料及び手当などに関する条例改正による影響額並びに人件費の決算見込みによる補正をあわせて行おうとするものです。1節報酬91万5,000円の追加です。これはパートタイム会計年度任用職員について、当初予算時から人数の増減はありませんが、人事院勧告による給与改定により増額となっております。2節給料1,304万8,000円の追加です。主な内訳は、一般職が退職により4名減となっておりますが、給与改定による増との差し引きで400万6,000円の追加、再任用職員は給与改定により57万円の追加、任期付職員は1名の退職と給与改定との差額108万2,000円の減額、フルタイム会計年度任用職員は正規職員退職による補充などにより当初予算対比で3名増となり、給与改定分等合算し955万4,000円の増となっております。3節職員手当711万3,000円の追加です。主な内訳は、採用と退職の差し引きで職員が2名減となった減額要因はあるものの、期末手当及び勤勉手当が人事院勧告により増額されたことにより、期末手当で375万3,000円、勤勉手当で336万円が増となっております。4節共済費293万2,000円の減額です。内訳は、共済組合負担金が職員減などにより479万6,000円の減額、社会保険料については、会計年度任用職員数の増などにより160万円、雇用保険料も同様の理由で26万4,000円の増額となっております。8節旅費48万円の追加です。これは職員独身寮を平取高校寮として一時利用するために、現在居住している職員等に対する移転料6名分を計上したものです。18節負担金、補助及び交付金144万1,000円の減

額です。これは、退職手当組合負担金について、職員数減による減となっております。財源について、地方債欄に270万円を計上しておりますが、これは当初予算で計上しております公式LINE構築事業にデジタル活用推進事業債が充当できることとなったため、その他財源欄にある財政調整基金繰入金を減額し、残額の1,718万3,000円が一般財源となります。なお、変更後の給与費明細書について31ページから33ページに添付しておりますので後ほどご覧いただければと思います。26ページをお開きください。上段、2款1項3目財産管理費665万6,000円の追加です。これは、職員独身寮を平取高校生寮として一時利用するためにかかる経費についての補正となります。10節需用費、修繕料523万6,000円の追加です。これは寮の各部屋の壁紙張り替え、共同トイレ及び洗面所の改修、既存居住者の移転先住宅6棟分の補修費等を計上したものです。17節備品購入費142万円の追加です。これは既存居住者の移転先住宅におけるストーブ、灯油タンク、ガス台等、移転後すぐに生活が始められるようにするための6棟分の備品購入費を計上しております。財源は全額一般財源となります。次に下段、2款1項9目企画費、11節役務費、手数料211万2,000円の追加です。これは、インターネット利用やケーブルテレビの新設等の申し込みがなされた場合の情報通信設備の増設と、光ケーブルを添架させていただいている北電柱やNTT柱の建て替えなど、このたび、これらの新增設と移転の件数が多くなり、手数料予算が当初予算を超えることとなったことから、不足する予算を補正しようとするものです。財源は全額一般財源です。27ページをお開きください。上段、2款1項10目水資源対策費310万3,000円の減額です。2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、一般管理費と同様に人事院勧告による増となりますが、5月に1名が異動により減となり、この科目における減額が上回ったことによる補正です。財源は、全額一般財源からの減額となります。下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費31万2,000円の追加です。これは出入国管理法の一部改正により在留カード等のICチップに住居地を記載することが必要となることから、各支所においても手続きが行えるようにするための専用端末を2台購入する費用を計上しております。財源は定額交付される国庫委託金28万6,000円を充当し、残額が一般財源となります。28ページをお開きください。上段、3款1項2目老人福祉費89万2,000円の追加です。10節需用費、修繕料11万8,000円の追加ですが、これは貫気別の老人福祉寮やすらぎにおいて、居室の畳の損傷が激しいため順次フローリングに改修を行ってきておりますが、このたび、残りの1室に入居申込みがなされたことから改修を行おうとするものです。財源は一般財源となります。27節繰出金77万4,000円の追加です。これは後期高齢医療特別会計において、低所得者軽減額が当初予算の想定よりも多くなり、財源が不足することとなることから一般会計より繰り出すものです。財源は道負担金58万1,000円を充当し、残額31万1,000円が一般財源となります。

次に下段、４款２項１目小規模給水施設費、１４節工事請負費６５０万円の減額です。これは、中山間平取貫気別アブシ地区水道配水管整備事業について、工事施工範囲が変更になったことに伴い、当初予算措置していた工事が施工できなくなったため、当該予算全額を減額補正するものです。財源は地方債を充当しておりましたので、その分を減額いたします。２９ページをお開きください。上段、６款１項１目商工総務費１億円の追加です。これはふるさと納税寄附額が当初予算を超える見込みであることから、かかる費用について追加補正するものです。１１節役務費、手数料８００万円は、ポータルサイトの掲載及び決済手数料等を計上しております。１２節委託料４，２００万円は、中間運營業務等の委託料を計上しております。２４節積立金５，０００万円は、平取町ふるさと応援基金への積立金を計上しております。財源は全額、ふるさと納税寄附金を充当します。次に下段、９款３項１目中学校学校管理費、１０節需用費、修繕料７９万２，０００円の追加です。これは、平取中学校体育館について、劣化により競技場の床板の一部が浮き上がり、段差が生じているため、これを補修するための費用を計上したものです。財源は全額、一般財源となります。３０ページをお開きください。９款６項１目学校給食費、１５節原材料費１０４万５，０００円の追加です。これは、米をはじめとする食品全体の価格高騰により食材費予算が不足する見込みであるため補正しようとするものです。財源は地方債１００万円を充当し、残額が一般財源となります。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、２０ページをご覧ください。上段、１５款３項１目２節戸籍住民基本台帳費国庫委託金２８万６，０００円の追加です。これは歳出、戸籍住民基本台帳費でご説明しました在留カード等に住居地を記載するための専用端末購入の財源として定額で交付される国の委託金です。続いて下段、１６款１項１目４節保険基盤安定費道負担金５８万１，０００円の追加です。これは歳出、老人福祉費でご説明の後期高齢医療特別会計繰入金の補正額に対して４分の３が交付される道負担金です。２１ページをお開きください。上段、１８款１項１目１節寄附金１億円の追加です。これは、ふるさと納税寄附金です。下段、１９款１項１目１節平取町財政調整基金繰入金２７０万円の減額です。これは歳出、一般管理費でご説明しました公式ＬＩＮＥ構築事業に地方債が充当できることとなったため、充当予定であった当該繰入金を減額するものです。２２ページをお開きください。上段、２０款１項１目１節繰越金２，１４３万円の追加です。これは、歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額２，１４３万円を繰越金に求めるものです。下段、２２款１項１目１節総務債２７０万円の追加です。これは、公式ＬＩＮＥ構築事業に充当できることとなったデジタル活用推進事業債です。２３ページをお開きください。上段、２２款１項３目２節上水道債６５０万円の減額です。これは歳出、小規模給水施設費でご説明しました。中山間平取貫気別アブシ地区水道配水管整備事業の実ができなくなったため、財源とした本起債を減額するものです。下段、２２款１項８目１節教育債１００万円の追

加です。これは歳出、学校給食費でご説明しました学校給食の食材費補正額に充当する過疎債です。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて、第2表、地方債補正についてご説明させていただきますので18ページをお開きください。地方債の合計額については、補正前で5億7,440万円でしたが、このたびの補正により280万円減額し、補正後の限度額は5億7,160万円となります。34ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので後ほどお読み取り願います。以上、議案第4号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。26ページ、2款1項3目財産管理費、17節備品購入費142万、説明を聞いたんですけども、これは平高の寮を独身寮に改造するので、修繕料が壁紙張り替えで523万6,000円があって、その下の備品購入費は、職員住宅用備品ってこれ独身寮の備品を買うんじゃないんですか。何か違うような説明をしたと思うんですけど。そこのところもう一度説明お願いします。

高山議長

総務課長。

総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。独身寮に現在住んでいる6名が新たに職員住宅に移っていただくんですけども、その職員住宅において不足する灯油タンクだとか、ストーブだとか、ガス台等の備品についてこちらで用意しようとするものです。それ以外の移転に必要な経費は別途、移転費として旅費のほうから支出させていただくというところになります。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

ということは今入ってる方が公宅に入るのに、そこにつけるストーブだとかそういう備品だということなんですね。ということはそこまでしないと、出てってもらうんでそこまで対応するということなんでしょうけど、それは、町の備品として備品管理を今後していくっていう流れになるんでしょうか。あまりないケースだと思うんですよね。公宅にストーブがついてるだとか、ボイラーがついている可能性はありますけども、ストーブやガスコンロまでついているというケースはないと思うんですけども、そういう対応をするということでしょうか。

高山議長	総務課長。
総務課長	はい。おっしゃられたとおりで、今後において新たに職員住宅に住もうとする職員に対しては、あらかじめ最低限必要な備品については用意していきたいというふうに考えております。それでこのたびは本町の職員住宅に移っていただくこととなりますが、それも住宅計画の中で、住宅を壊したり、不要になることもあるかと思えます。その場合は、別の住宅においてその備品を活用するというを考えております。
高山議長	ほか。6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	はい、6番崎廣です。すいません、今のはわかりました。30ページ、9款6項1目学校給食費の原材料費なんですけども、具体的にこれということじゃないですけど、今新聞報道でにぎわっているのは、来年4月から学校給食の完全無償化が出される国のほうで、それを国と都道府県で持ち合うというのがかなり議論になっておりますけども、その中で流れてるのは、保護者負担が増える可能性があるという報道も一緒にされておりますけれども、私達の町として、来年の4月以降今と変更になるようなことがあるのでしょうか。
高山議長	町長。
町長	私からお答え申し上げます。当町既に無償化ということで実施しておりましてですね。今国会でこれから議論になると思えますけども、まだ交付のされ方がちょっとはつきりしないところありますけども、形としては、今の当町のやり方をずっとこう継続しながら、その財源を充たしたいなというふうに思っておりますので、そこの単価の差とかが出れば、それは今までどおりといいますか、町負担でやりたいなというふうに思っております。
高山議長	ほかに質疑はありませんか。 (質疑なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。 (討論なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第9、議案第4号、令和7年度平取町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決しました。 日程第10、議案第9号、令和7年度平取町一般会計補正予算第10号を議題

とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第9号についてご説明させていただきますので、別紙配付の1ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ4,878万4,000円を追加し、予算の総額を78億6,804万円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表、歳入歳出予算補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。5款1項2目農業振興費4,878万4,000円の追加です。本補正は地域おこし協力隊員が農業支援員として就農チャレンジ農場で研修を受けた後、農業新規参入者として定着できるよう、町が単身者向けの就農用施設及び作業機械等を整備し、利用料を徴収するもので、このたび、北海道地域づくり総合交付金の事業採択を受けたことから補正しようとするものです。14節工事請負費2,160万6,000円の追加ですが、これは単身者就農用施設における栽培ハウス9棟のビニールの張り替え及び電気工事、灌水装置設置にかかる工事費を計上しております。16節公有財産購入費973万9,000円の追加です。その内容は単身者就農用農地1万1,882平米の取得費281万6,000円、中古ハウス等資機材等購入費692万3,000円となっております。17節備品購入費1,743万9,000円の追加です。これはトラクター及び付属機器並びに動力噴霧器ほか農機具類の購入費を計上しております。財源は道補助金を2,080万円充当し、残額2,798万4,000円は一般財源となります。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。上段、10款1項1目1節地方交付税、普通交付税2,493万3,000円の追加です。これは歳出補正額の一般財源のうち、繰越金を除いた残額を充当するものです。次に下段、16款2項4目1節農業費道補助金2,080万円の追加です。これは、歳出の特定財源となる北海道地域づくり総合交付金です。6ページをお開きください。20款1項1目1節繰越金305万1,000円の追加です。これは、歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源のうち305万1,000円を繰越金に求めるものです。以上、議案第9号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 崎廣議員。

6番

改めてこの場所についてお伺いしたいんですけども。

崎廣議員

高山議長

産業課長。

産業課長	はい。お答えしたいと思います。こちらのほうは本町の中島地区に今ありますハウスを取得するものであります。
高山議長	ほかに質疑ありませんか。6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	もう1点、歳入のほうなんですけども、先ほどの説明でいくと、繰越金の300飛び5万1,000円、これが繰越金ではもう最後ということですかね、その残を交付税に求めたということはそういうふうに解釈してよろしいですか。
高山議長	総務課長。
総務課長	はい。ただいまご発言のとおりでありまして、繰越金の補正できる残額は305万1,000円でしたので、残りは地方交付税に求めたというところでございます。
高山議長	質疑はありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。したがって、日程第10、議案第9号、令和7年度平取町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり可決しました。 日程第11、議案第5号、令和7年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。
町民議員	議案第5号、令和7年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましてご説明いたしますので、35ページをお開きください。国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算にそれぞれ93万5,000円を追加し、予算の総額を7億3,214万5,000円にしようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので、39ページをお開き願います。1款2項1目12節委託料93万5,000円の追加です。これは、子ども・子育て支援金制度導入に伴い、保険税算定及び収納に係るシステム改修が必要となるため補正するものです。続きまして、歳入についてです。38ページをご覧ください。3款1項2目1節子ども・子育て支援事業費補助金93万5,000円の追加です。

これは先ほどご説明申し上げました歳出の補正財源を国庫補助金により充当いたします。以上、議案第5号についてご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第11、議案第5号、令和7年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第6号、令和7年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第6号、令和7年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましてご説明させていただきます。40ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算にそれぞれ77万4,000円を追加し、予算の総額を1億2,297万4,000円にしようとするものです。補正理由は、低所得者軽減額が当初予算の算定よりも多くなり、財源が不足することとなることから補正しようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので、44ページをお開き願います。2款1項1目18節負担金、補助及び交付金において予算計上しております後期高齢者医療広域連合納付金について、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、不足する77万4,000円を追加するものです。続きまして、歳入についてです。43ページをご覧ください。4款1項2目1節保険基盤安定繰入金77万4,000円の追加です。これは先ほどご説明申し上げました歳出の補正財源を一般会計繰入金に求めるものです。以上、議案第6号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、議案第6号、令和7年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第7号、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第7号、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。45ページをお開きください。令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,743万2,000円とするものであります。第2項は、歳入歳出予算補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、49ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、12節委託料121万円を追加いたします。これは、令和7年度の税制改正である給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴って、介護保険料システムの改修が必要となり、これに係るシステム改修の委託料を追加するものでございます。次に歳入についてご説明いたしますので、48ページをご覧ください。上段、3款2項6目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金60万円を追加いたします。49ページの歳出で説明いたしました、システム改修の委託料の財源として、2分の1を国の補助金に求めるものでございます。次に下段、8款1項1目繰越金、1節繰越金61万円を追加いたします。同じく49ページの歳出で説明しましたシステム改修委託料から、国の補助金を除いた残りの財源について、令和6年度の繰越金に求めるものでございます。以上で議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第7号、令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第8号、令和7年度平取町簡易水道事業会計補正予算第1号

を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第8号、令和7年度平取町簡易水道事業会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げますので、議案書50ページをお開き願います。今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく職員の給与、期末勤勉手当支給の率の変更による増額及び職員の家族異動に伴います手当額の減額となります。予算書第8条に、議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を増額するものでございます。第1条、総則としまして令和7年度平取町簡易水道事業会計補正予算第1号は次に定めるところによるものとします。第2条の収益的支出、令和7年度平取町簡易水道事業会計予算、収益的支出の予算額を次のとおり補正するものとします。第1款簡易水道事業費2億1,903万7,000円を2億1,987万7,000円、第1項営業費用2億973万8,000円を2億1,057万8,000円、第4目総係費3,410万2,000円を3,494万2,000円とするものでございます。第3条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、予算書第8条に定める経費の金額を、次のとおり補正するものです。(1)職員給与費、既定予定額2,251万2,000円から84万円を増額し、2,335万2,000円とするものでございます。続きまして52ページの収益的支出の内訳をご覧くださいと思います。収益的支出1款1項4目総係費の内訳としまして、1節給料、人事院勧告に伴う職員の給料37万1,000円の増額、2節手当の扶養手当は、職員の家族異動に伴う3万3,000円の減額と期末手当9万2,000円、勤勉手当9万円は人事院勧告に基づく増額で14万9,000円の増額となります。3節賞与引当金繰入額は、令和8年度6月の期末手当、勤勉手当のうち、令和7年度分勤務分であります令和7年12月から令和8年3月分までの4か月分を予算計上してございますが、こちらも人事院勧告に基づく増額によりまして、9万2,000円の増額とするものです。5節法定福利費、共済組合負担金は、人事院勧告に基づく増額で26万6,000円の増額となり、追加費用負担金につきましては8月に支出済みであり、今年度における今後の支出も予定されておりませんので、支出実績額に基づき7万6,000円の減額とし、法定福利費19万円を増額するものでございます。23節負担金、退職手当組合負担金、人事院勧告に基づく増額で3万8,000円の増額となり、補正総額は84万円を増額となります。なお、今回の補正では、第3条予算の収益的支出の増額のみ補正計上としておりますが、財源となる収益的収入においては、当初予算の段階におきまして、収支が黒字となるように作成しており、今回の補正による支出の増額を考慮したうえでも、なお支出が黒字となっていることから、収入の増額補正については行わないものでございます。53ページ以降につきましては、改正の給与明細書を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第14、議案第8号平取町簡易水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決しました。以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（閉 会 午後 1時47分）